

様式（用紙の大きさは適宜とする。）

表面

第 号

官 氏 名

金融機関再建整備法に基く検査証

庁 印

昭和 年 月 日

庁

裏面

金融機関再建整備法第五十一条 主務大臣は、この法律の施行に関し必要があるときは、金融機関に対し、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、この法律の施行に関し必要があるときは、金融機関をしてその業務及び財産の状況に関して報告せしめ、又は当該官吏をして帳簿、書類その他の物件を検査せしめることができる。

主務大臣は、前項の規定により、当該官吏をして検査せしめるときは、その身分を示す証票を携帯せしめなければならぬ。